

西表島癩村設置構想

前田真之

1. はじめに

1907（明治40）年3月18日法律第11号として公布された「癩予防ニ関スル法律」は、1996（平成8）年4月1日に廃止されるまでの89年間、癩の患者にかなりの影響を与えてきた。とりわけ1931（昭和6）年に改正された「らい予防法」3条（「行政官庁ハ予防上必要ト認ムルトキハ、命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第4条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」）は、強制隔離を実施するうしろだてとなり、また社会復帰に向けての規定がないことも相俟って、戦後に於いてすら患者の復帰を遅らせることになってしまった。一方戦後アメリカ統治下にあった沖縄では、1961（昭和36）年に「ハンセン氏病予防法」が制定され、その中で「在宅治療」（8条）、や「福利増進」（15条）、「厚生指導」（16条）の規定^(注1)が設けられるなど本土で適用されていた「らい予防法」とは異なる対応が取られてきた。

本稿に於いては、日本の癞予防行政において大きな影響力を持ち隔離政策を推進してきた光田健輔による1916（大正5）年の西表島調査を対象とする。そしてこの調査の八重山地域への波紋が沖縄県の衛生行政にどのような影響を与えたのかという視点から考察を進めていくことにする。

光田健輔の西表島調査については、これまでにも後澤長四郎「西表遭難記」^(注2)、原田兎雄「西表島と光田健輔」^(注3)、オカノ・ユキオ「癩予防事業史」^(注4)等で紹介されており、重複する面もあるが、先述の視点から考察することをあらかじめお断りしておく。

2. 光田健輔の西表島調査の歴史的背景

光田健輔が、どのような人物であり、そしてどのような目的をもって西表島調査に派遣されたのかについては、あらかじめその歴史的背景を説明しておく必要がある。そのためにはここで、①1907（明治40）年に公布された「癩予防ニ関スル法律」がどのような内容になっていたのか、またこの法律の下に設置された道府県癩患者療養所には、どのような問題があったのか、②国の衛生行政の課題に対応するために1916（大正5）年に設置された内務省の諮問機関「保健衛生調査会」は、癩の予防に関するどのような答申を行ったのか、③「保健衛生調査会」から光田健輔に委託されたことにはどのような使命があつたのかについて、概要を述べておきたい。

たのか、について紹介しておく。

①「癩予防ニ関スル法律」とその問題点

癩予防ニ関スル法律（以下「癩予防法」と省略）は、「浮浪者の隔離収容」を主たる目的として制定されている。本法案を提案した吉原政府委員によると、癩患者が神社、仏閣、公園等で徘徊し、病毒を伝播することを防止し、取り締まることのがねらいであると述べている^(注5)。癩予防法3条では「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セズ且救護者ナキモノ」すなわち浮浪者に対しては、命令により施設への収容ができるなどを定めていた。^(注6)また癩予防法4条では、主務大臣が患者の収容に必要な療養所の設置を命ずることができると定めていた。沖縄では、当時の主務大臣（内務大臣）原敬の命により療養所設置計画を進めていたが、真和志村天久に予定していた療養所設置案が1909（明治42）年12月沖縄県会の反対にあい、沖縄に1カ所、全国に7カ所を計画していた国の療養所案は失敗に終わってしまった。結局全国を第5区域に分けて道府県癩患者療養所（第1区全生病院・第2区北部保養院・第3区外島保養院・第4区大島療養所・第5区九州療養所）を設置することが1910（明治43）年4月に決まった。そして沖縄は1910（明治43）年の内務省令第1号により、九州各県の拠出金負担によって運営される第五区九州療養所に長崎・福岡・大分・熊本・宮崎・鹿児島と共に患者を派遣することになった。しかし1910（明治43）年から1929（昭和4）年までの20年の間に、第5区九州療養所に実際に送られた沖縄の患者は25名にしか過ぎず、1910年に送られた患者は全体のおよそ1%にしか過ぎなかつた。^(注7)また道府県癩患者療養所開設時の全国の定床数は、トータルで1100床^(注8)しかなく、1900（明治33）年の第1回らい調査で全国で33,359人^(注9)と記録された患者を収容するには、ほど遠い状況であった。さらに同法が浮浪者を主たる対象としていたため、療養所は浮浪者の収容所という様相を呈し、病気の治療よりも秩序維持に重点が置かれたため、逃走する患者も後を絶たなかった。^(注10)このような状況等に対応するため、1916（大正5）年6月に内務省に諮問機関「保健衛生調査会」が設置されることになったのである。

②「保健衛生調査会」のメンバーと答申

保健衛生調査会には、らい予防対策について検討する第4部会が設けられた。この部会には、主査に山根正次代議士、委員に山田弘倫、光田健輔、内野仙一、山田準次郎が選任された。^(注11)委員の1人光田健輔氏は、当時第1区全生病院の院長であった。1916（大正5）年8月4日に開かれた第四部会では、第1号議案として「本邦ニ於ケル癩患者ノ總數、病状、年齢、職業別資産ノ有無等調査ノ件」、第2号議案として「癩患者ヲ隔離スルニ適當ト認ムル土地調査ノ件」が審議され、「右原案の通調査スルコトヲ決議シ患者數等調査表様式ノ作成ハ光田、山田（準次郎）内野ノ三委員に委託セリ」とある。光田健輔

は、この委託により西表島を含めた候補地の調査を同年9月13日以降行うことになったのである。

保健衛生調査会の答申は、調査の翌年の1917（大正6）年に行われたが、その大要は次のとおりであった。

現在の収容施設では、全国の患者数に比べて十分対応できる状況ではなく、らい予防対策は期待できない。全国のらい患者数を一斉調査して、患者の隔離をはかるべきであり、また全額国庫負担により1万名の患者を収容できる施設が必要であるとの答申を行っている。この答申に向けての審議の中で、光田氏は、西表島に施設を設けることを提案している。彼は、保健衛生調査会の発足1年前の1915（大正4）年にも、公立療養所における患者の逃走問題をきっかけにして、らい予防対策の意見書を内務省に提出し、この意見書の中で①完全なる絶対隔離、②療養所の拡張と新設、③ライ病療養区域の設定を提案し、さらに隔離が可能な療養所の最適地として島嶼としての西表島を主張していたが^(注12)、この持論を委員会の場でもあらためて主張したため、内務省は保健衛生調査会の答申にむけて、療養所の候補地の敷地選定を彼に委託し、西表島を含めた候補地の調査を行わしめたのである。

3. 光田健輔の西表島調査とその波紋

光田健輔が1916（大正5）年9月以降に行った西表島調査については、同行した後澤長四朗による「西表遭難記」がある。そのほかにも、本人が1917年（大正6年）に内務省衛生局に提出した秘文書「保健衛生調査会委員光田健輔沖縄縣岡山縣及臺灣復命書」（以下「復命書」と省略）^(注13)と、さらにこの復命書のもとになったと推測される直筆の資料「西表島ノ衛生状態」^(注14)などがある。ここでは始めに、後澤氏の「西表遭難記」をもとにしながら西表島調査の経過を先に紹介しておくことにする。

①西表島調査の経過

1916（大正5）年8月28日光田健輔一行は東京を出発し、鹿児島経由で9月5日に那覇に到着している。この調査の目的は療養所設置のためであるが、絶対秘密である、と同行の後澤氏に述べている。那覇到着後、醫海事報に掲載された「内務省の命に依り沖縄縣へ療養所設置につき出張」の記事を読んだ新聞記者が面会を求めてくる。

9月13日石垣に到着後、すぐに西表島へ出発、その日から9月24日まで西表島を視察している。八重山炭坑を皮切りに網取・崎山・舟浮・コエラ川上流・租納・干立・浦内・祖納・元上原・高那・古見・仲間屋敷跡・南風見・御座岳・南風見・新城上地・下地・黒島・古見の順で視察している。その間、9月14日には、宿泊した八重山炭坑の別荘に沖縄の新聞が届けられ、赤丸印がつけられた記事「光田氏一行はマラリヤ調査の名のもとに

内務省の命を受け療養所の建設地を視察に来た者である今でさえ他縣に較べ収入も無く此上療養所が出来れば漁業産業は少しも他に送り出すこともできず」を目にしている。西表島滞在中光田氏一行に同行した道案内人宮良玄伴（竹富村役場の書記官）は、彼らの監視をしており、行く先々で彼らの調査目的などを島民に宣伝していたと後澤氏は述べている。また9月19日には、新城島で療養所反対の集会が200名を集めて行われたとの情報が届いている。9月21日には案内人の誘導で御座岳に登頂するが、下山のおり案内人が松明を捨て先に降りたため道に迷い夜中の12時にやっと宿にたどりついたもようである。このいきさつについては、後澤氏は、案内人による計画的なものであったと述べている。琉球新報1916（大正5）年10月21日の安藤八重山島司談には、監視のため役場吏員を随行させたとの証言がある。^{（注15）}その後、一行は25日小浜経由で石垣島に到着している。

9月30日に台湾に出発するまでは、マラリヤによる発熱のため石垣にて療養にあたっているが、その間26日には村委会員7名が療養所設置につき面会を求めて訪問し、さらに光田氏の癪療養所設置につき疑念を有した四カ村の代表が、集会を持つための印刷を急いでいるとの情報が午後には入っている。27日には、竹富村に500名が集合し、その代表である村委会員4名が面会にやってきている。しかし光田氏の病気を理由に面会を断っている。その後30日に台湾向け出発し、基隆から門司・下関を経て東京に戻っている。

以上が9月13日から9月30日までの簡単な経過である。

②西表島調査に見る癪村設置構想

光田健輔が計画した癪村設置構想は、彼の復命書をとおして知ることができる。

この復命書は128頁で構成されており、その内訳は第1 西表島（1. 地勢及地質、2. 地種目及面積、3. 気象、4. 交通、5. 戸口、6. 人情及風俗、7. 住民の生活状態、8. 教育、9. 産業、10. 衛生状態、11. 収容シ得ベキ人員、12. 癪村經營方法）、第2 八重山列島全體ノ趨勢、第3 鹿久居島、第4 長島、第5 臺灣ニ於ケル「マラリヤ」防遏状況、第6 結論、患者壹萬人収容療養所豫算となっている。これに「西表全島圖」、「風土病患者延人数」、「沖繩縣八重山列島勢一覽表」の3資料が添付されている。

この中で、光田氏の癪村設置構想について語るには、「西表全島圖」と復命書の第1の「収容シ得ベキ人員」及び「癪村經營方法」が大きな意味を持ってくる。

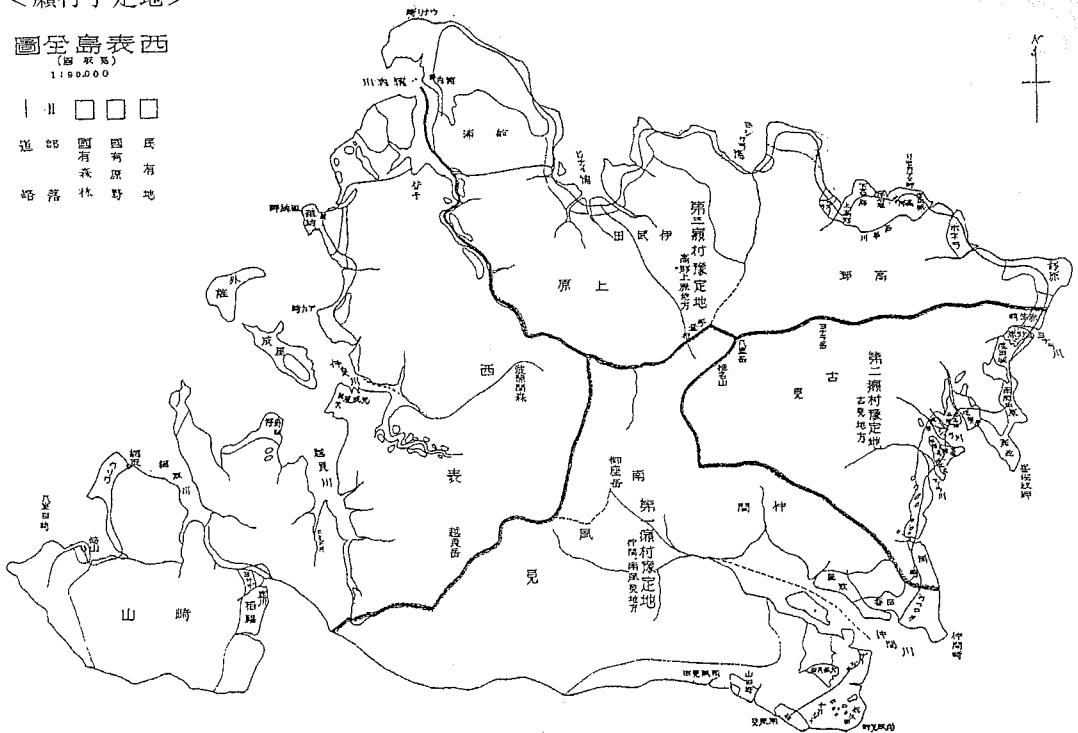
<癪村予定地>

下記の西表全島圖を見ると、西表島の三つの地方に癪村予定地が置かれていることが分かる。すなわち仲間・南風見地方に第一癪村予定地、古見地方に第二癪村予定地、高那・上原地方に第三癪村予定地が設定されている。西表でも大きな部落である祖納や炭坑地域

<癩村予定地>

西表全島圖

1:150,000
道 路 地 有 品 有
落 城 森 林 野
塔 落



光田健輔の復命書に添付された「西表全島圖」

だけは予定地から外されている。

光田氏は、この3つの癩村で3万人、各村1万人の収容を考えていた。「癩村ヲ作ラシムルニ當リ各人ヲシテ相當ノ地積ヲ與ヘ將来自給自活ノ途ヲ得セシメムトスル」^(注16)とあるように自給自足ができるような運営を考えている。

仲間・南風見地方では、千五百町歩の田畠牧場を得ることが可能であり、1万人に付き1人あたり1反五畝が可能であるとみている。古見地方は千四百二十二町歩、高那・上原地方は千八十三町歩が可能であり、これに私有地の買収分と官有山林を含めると十分対応できること述べており、この地域に住む住民の立ち退きは困難な問題にはならないと見ていた。

<癩村予定地への患者の移送>

この癩村設置構想において一番の課題は、三万人の患者をどのようにして西表島まで移送するのかということである。西表島に送る患者については、比較的健康な者を選抜し、労働に耐えられない者については内地に留め置くことを条件としている。次に移送方法であるが、長い期間にわたる輸送のため、仮収容所を鹿児島に設置し、鹿児島湾から舟浮港

へ直行するルートを考えている。各療養所からの移送人数は、東京から5,452人、青森から2,681人、大阪から3,988人、高松から3,704人、熊本から7,990人、併せて23,815人を基礎にして汽車賃の算定を行っている。

<癩村における生活単位>

1 癩村に1万人の収容を予定しているが、最小の単位である家族舎を32人で構成する。そして家族舎を313軒置くことにより1万人の収容を可能とする。家族舎はその所属の農場の一部に置き、炊事場、井戸、食堂、便所、納屋、畜舎、薪炭置き場を設置し、家族的な団結のもとに結束できる自治制度を期待している。但しこでの生活の中で男女が一緒に生活することを望む場合には、男子はあらかじめ輸精管手術を行うこと、女子はX光線をあてて妊娠を未然に防止することを条件としている。

<食料の調達>

癩村に於いては、自給自足の方法を原則とし、島内生活に慣れるまでの間は米などの必要品は給付し、副食については所属の菜園等を活用してまかなうこととしている。

<生産活動>

癩村における生活に於いては、患者が生き甲斐を見つけられるよう農業に従事したり、家畜を養ったり、漁に出かけたり、山林の経営にあたることを重視している。そしてこれらの生産活動を具体的に試算し、収入と支出の細かな算定を行っている。

<調査の結論>

光田健輔は、西表島、岡山県鹿久居島及び長島、台湾の観察をとおして、最後に次のような結論を述べている。

この復命書の中で、岡山県鹿久居島についてはわずか5行、長島についても4行しか割いていらず、鹿久居島については「開墾絶望ナリ」、長島については「開墾ニ適スル所ナシ」と述べたことをもとに「到底癩村ヲ設置シ得ベクモアラズ」と結論づけている。一方西表島は絶好の地とは言えないが、設置をなし得る可能性はあると結論づけている。その理由として三点挙げ、第一は気候温暖であること、第二は多彩な趣味を島の環境が与えてくれること、第三は島が周囲と隔離していることを挙げている。しかしこの三つの利点があるにも関わらず、交通の不便さと風土病の存在という二つの害悪も同時に指摘している。そして最後に「一大英断ヲ以テ茲ニ癩患者ノ樂天地ヲ設ケ患者ヲ該島ニ移住セシムルノ大計ヲ実行セラルルニ於イテハ遂ニ本病ヲ撲滅セムコト期シテ待ツ可シト信ズ」^(注17)と西表

島への期待感を表明し、患者1万人収容予算案2,495,101円30銭を提案している。

③癩療養所設置に対する八重山郡民の対応

光田健輔が八重山に滞在した1916（大正5）年9月13日から9月30日にかけての八重山郡民の動きを、今度はマスコミの側から見ていくことにする。

◇名士の意見 [9月13日：琉球新報]^(注18)

「癩患者隔離島嶼に関する」という小見出しで、護得久代議士、当間那覇区長、仲浜助役の意見を紹介している。三者に共通するのは、只でさへ他府県に誤解されることが多いのに、癩病患者の収容地にしたらますます誤解されることになるので反対する必要があるという考え方である。しかし護得久代議士だけは、700名いるという沖縄の癩病患者の撲滅も講ずる必要があると述べている。9月14日に光田氏らが別荘で目にした記事というのこの記事であることが予測される。

◇癩患収容所問題 [9月15日：琉球新報]^(注19)

「当局に臨む」という小見出しで、「今回八重山出張の真の目的はマラリヤ病調査に非ずして癩病患者隔離島嶼実地調査に在る事は保健衛生調査会決定事項、数種医学雑誌の雑報及び氏の経歴等に照し決して憶測に非ず」と述べ、西表島の産業振興や沖縄に対する歴史的地理的誤解を取り除くためにも、療養所設置を未然に防ぐことが必要であると指摘している。

◇癩病と沖縄 [9月20日：琉球新報]^(注20)

ここでは、8月12日付けの医学時報の記事を紹介している。それによると本年8月5日に保健衛生調査会第4部癩病分科会が開かれ、①癩患者の調査を行う必要性があること、②癩予防方法は島嶼に隔離することが良策であり、そのために調査が必要なこと、③光田委員を調査に派遣すること、の3点が決定されたとある。この事実に照らし合わせて見るならば、調査の目的がマラリヤ調査でないことは、一目瞭然であると述べている。

◇八重山郡民大会 [9月28日：琉球新報]^(注21)

「郡民出船を拒絶す」「光田氏病床に伏す」西表島から石垣島にもどってきた光田氏は、マラリヤによる発熱のため伏せていたが、その間郡民から種々の詰問を受け、困憊している。また28日には郡民大会が行われたとある。

◇癩患者収容地問題 [9月30日：琉球新報]^(注22)

ここでは、9月28日に実施された郡民大会の様子が紹介されている。

郡民大会においては、癩病患者収容所設置への反対決議が行われ、各村から選出された委員を上覇させて防止運動をすすめていくことが決定されている。そして県当局に対しても郡民と共同歩調を取ることを要望している。

④光田健輔出発後の八重山郡民の対応

9月13日から9月30日までの光田氏滞在中の動向を新聞をとおして見てきたが、その後の動きも押さえて置く必要がある。9月28日に行われた郡民大会で大浜用要氏が代表として上覇することになったが、10月26日護得久・岸本両代議士、4新聞社の記者、八重山出身の花城・石垣両氏を交えて打ち合わせを行い、収容所設置反対の電報を八重山郡民代表者、両代議士、新聞社それぞれから上京中の知事あてに送っている。

これに対して鈴木知事は11月1日に警察部長あて電報を送り、その中で当局に対して要望を伝えたが、本件はまだ論議もされておらず、決定事項でもないとの回答があつたことを通知している。さらに11月20日に帰沖した鈴木知事は、「…該問題は何等具体的な問題に非ず。仄聞するところに依れば光田氏は尚ほ外に有力なる候補地を発見せる由なれば只今の所は騒ぐ程の事にあらざるべし。又其土地の承諾を得ずして収容するも法律上問題なれば愈々実現するには困難に属する事ならん。」^(注23)と答えている。その後12月11日には、大浜用要・渡久地政瑚・知念堅輝・高良隣徳・平良真順の連名で「癩収容所設置に関する意見書」が提出されている。またこの一連の動きの中で琉球新報は、9月13日から翌年の6月にいたるまで、癩収容所設置反対の論陣を張っている。

4. 内務省への調査報告とその取り扱い

内務省への調査報告については、光田健輔氏が、その著「回春病室」^(注24)の中で次のように述べている。

「内務省へ復命して『西表島は四時温暖で、相当の廣さがあつてクリオニ島にも劣らぬ適地である』と報告した。

その時内務次官潮恵之輔氏、衛生局長中川望氏などは、

『西表島のような絶海の孤島で、交通運輸に不便な、マラリヤの流行地などに療養所を作つても、行くものがないであろう。第一職員に困るではないか。仮に君に行けといつたら君はどんなに思うか。』

というので私は言下に、

『もちろん喜んで行きます』

と答えたが、君1人行ったとて駄目ではないか、相当多数の職員も必要であり、患者も全國から送らなければならぬ。アメリカはヒリッピンでクリオン島に全患者を集中したのは属領であるからできたのであるが、日本はそのように簡単に強制隔離を行うことはむつかしい。病者がみな安心して行けるような瀬戸内海か有明湾の風光のよいところに適当の島を選んだ方がいいといわれた。」

光田健輔の回顧からも分かるとおり、西表島を最適地とする提案は見送られ、保健衛生調査会の答申は、患者を隔離し全額国庫負担により1万名を収容できる施設が必要との結論に達している。そして第四部会では、1918（大正7）年に調査スル事項の一つとして「癩患者ヲ隔離スルニ適當ト認ムル土地調査續行スルコト」を挙げている。しかし内務省は1921（大正10）年以降10年間で患者5000名収容するという方向に軌道修正を行っている。

5. 西表島調査が沖縄県に与えた影響

光田健輔が行った西表島調査は、沖縄県にどのような影響を与えたのであろうか。

沖縄県（日比重明知事）は、かつて癩予防法4条（主務大臣が患者の収容に必要な療養所の設置を命ずることができる）の規定にもとづき、療養所の設置計画を進めていたが、1909（明治42）年に沖縄県会の反対に会い、失敗に終わっていた。

それから7年後の1916（大正5）年、光田健輔が行った西表島調査についても、八重山中が大騒ぎになり、この中で癩療養所設置反対運動のために癩収容所防止会^(注25)が組織されている。この中の主力メンバーには護得久、岸本両代議士のほかに外間、宮城、知念、金城、玉城、伊波の6県会議員も含まれており、両代議士には内務省との直接交渉の任務が、また県会議員には県会より内務大臣へ陳情書を提出する任務が与えられている。したがって議会対策が必要な当時の鈴木知事が、八重山の住民や県議会の反対を押し切ってまでも積極的に県独自に療養所を設置しようという動きに出ることは考えられず、また国の療養所設置についても当面は内務省の出方を静観するという態度につながったのではなかろうか。そのため1906（明治39）年当時670名^(注26)いたと言われる沖縄の患者は、1910（明治43）年から1929（昭和4）年までの20年間、熊本にある九州療養所に送らなければならなかった。しかしこの20年間に実際に送った患者はわずか25名で、残りの99%の患者は恩恵に浴することができなく、十分な対応ができないままであった。沖縄県当局は、1927年以降にやっと県独自で施設を設置する方向に動いていくが、喜瀬案、宇茂佐案と変転し、嵐山事件と呼ばれるハンセン病療養所建設阻止運動へとつながっていく。

注記

- (1) 上原信雄編「沖縄救癪史」、財団法人沖縄らい予防協会、1964年、186頁
- (2) 後澤長四郎「西表遭難記」、国頭愛楽園慰安会編「濟井出」1938年、第3号
- (3) 原田兎雄「西表島と光田健輔」(南島史学会編『南島史学』1989年第33号)
- (4) オカノ・ユキオ「癪予防事業史(12)」『愛生』1962年4月号
- (5) (1906-7) 第23回帝国議会衆議院議事速記録
- (6) 前田真之「癪予防法と沖縄」『沖縄県立博物館研究紀要』第24号37頁以下で1907年の癪予防法を紹介している。
- (7) 前田真之、前掲論文、39頁以下参照のこと。
- (8) 井上謙「癪予防方策の変遷(一)」『愛生』1960年6月号11頁。
- (9) 井上謙、前掲論文、5頁
- (10) 井上謙「癪予防方策の変遷(二)」『愛生』1960年10月号5頁以下では、大正9年に調査した逃走患者の状況が紹介されている。
- (11) 扉川一夫「ハンセン病政策の変遷」沖縄県ハンセン病予防協会、1999年、76頁。
- (12) 光田健輔「回春病室」朝日新聞社、1950年、89頁以下参照のこと。
- (13) この資料は、現在東京都東村山市の高松宮記念ハンセン病資料館にある。
- (14) この直筆の資料は、岡山市立中央図書館の光田文庫にある。この直筆の文書の構成を見ると、視察の順序どおりになっているところから、この文書に西表島等で収集した他の資料を加えて、復命書がまとめられたと思われる。この文書が復命書になるまでにどのような変更があったのか、また単なる配列変更に留まらず、内容の変更が在るのか否かについては、さらに検討を要する。直筆の「西表島ノ衛生状態」の中のかなりの部分が、復命書になる過程でかなり削られたり、別の項目に割り振りされている部分が出てきている。また「可及的家屋的家屋宅地ノ範囲に於イテ衛生的設備ヲナスニ留メ」の部分は、「可及的癪村落用園ノ範囲ニ於イテ衛生的設備ヲナスニ留メ」に訂正するなど、癪村設置を意識した表現訂正もある。そのほかに「新ニ癪村ヲ起コサントスルニハ在来ノ島民ヲ悉ク立チ退カシメ病原携帯者ヲ根本的ニ駆逐シ去ルヲ最モ得策トス」など癪村設置に意欲を見せる文章もあるが、この部分は復命書では、「收容シ得ベキ人員」の項で、各癪村別にコメントされている。
- (15) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成1」1994年、560頁
- (16) 光田健輔「保健衛生調査会委員光田健輔沖縄縣岡山縣臺灣復命書」63頁
- (17) 光田健輔、前掲復命書、107頁
- (18) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成1」1994年、546頁
- (19) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成1」1994年、547頁

- (20) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成 1」1994年、549頁
- (21) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成 1」1994年、552頁
- (22) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成 1」1994年、554頁～555頁
- (23) 竹富町史編集委員会「竹富町史第11巻資料編 新聞集成 1」1994年、568頁
- (24) 光田健輔「回春病室」朝日新聞社、1950年、96頁以下
- (25) 琉球新報、1916（大正5）11月19日、『竹富町史第11巻資料編 新聞集成 1』567
頁収録
- (26) 上原信雄編 前掲書、59頁